

地域と区の懇談会への回答

平成23年度の「地域と区のつどい」は11/5(土)に開催されましたが、その時出された質問・要望に対して、区役所から回答が届きました。その全文を以下に掲載します。(【 】内は担当部署)

☆しらゆり公園について

Q1. しらゆり公園の緑の広場では以前から犬のフンが問題になっており、先日、「犬を緑の広場に入れないでください」という旨の看板を設置しました。

これを受けて、今後も緑の広場を衛生的に保つため、また、愛犬家と犬の新たな交流の場として、しらゆり公園の拡張計画に「ドッグラン」またはそれに類するものを加えていただくよう、要望します。【土木事務所】

A1. 環境創造局の取扱要領では、ドッグランとしての利用については原則10,000㎡以上の公園を対象に、1ドッグランとして利用する場所が一般の公園利用者と隔離されていること。

2 近隣に犬の鳴き声や臭いが届かないこと。また、近隣の理解が得られること。

3 利用団体による管理が見込めること。

などの条件が定められています。

当公園の拡張部の整備計画については、環境創造局公園緑地整備課で担当していますので、ご要望の趣旨を伝えていきます。

しらゆり公園(地区公園)は拡張部を合わせ36,000㎡あり面積要件を満足しています。また、隣接地で住宅地の造成が行われていますので、一定の離隔を確保し、近隣の理解を得ていく必要があると考えます。ドッグランの設置にあたっては、公園緑地管理課との調整など、土木事務所が窓口となりますが、地域の要望を受けて対応することとなります。当面は、管理・運営主体の設立に向けた準備組織を地域の皆様により立ち上げていただく必要があります。

Q2. 新たな拡張部分に、傾斜地でもかまわないので、愛犬家の皆さんが、犬を連れて散歩(リードをつけていてもかまわない)ができるエリアを整備することは可能か。現行計画では、傾斜地は危険で立ち入り禁止のような図面になっているがどうか。【土木事務所】

A2. 傾斜地となっているエリアに、園路をそのように配置できる可能性はあります。利用者の安全性確保の観点もありますので、その点も含めて環境創造局公園緑地整備課と検討していきますのでよろしくお願いいたします。

Q3. 公園の芝生(地)については、衛生という観点から、犬の立ち入り禁止ということにしています。地域では犬を飼っている方もおり、犬を家族の一員としている方もいること

から、この公園で安心して犬を遊ばせる場所を整備してほしいが、どうか。【土木事務所】

A3. 横浜市では、ドッグラン整備については、設置にともなう臭いや鳴き声などの問題や自主的な管理について地元の理解と同意が得られれば、可能性はあります。設置については、地元の強い要望が必要となりますので、地元の有志による準備会のようなものを立ち上げていただければ、土木事務所が窓口となって、市役所との協議・調整も円滑に進むと考えます。

横浜市ではドッグランについては、「犬のリードをミダリニはずしてはいけない」という規定があり、犬を遊ばせるためには、場所を特定して周囲を囲う必要がありますのでご理解ください。

Q4. 「芝生広場に犬を入れないでください」という看板は必要なのか。芝生広場に犬といっしょに入ってはいけないのか。糞尿をしっかりと処理すればよいのではないのか。

愛犬家の皆さんは、芝生に入れないことに関しての意見は様々であり、犬を安心して遊ばせる場所が欲しいということでは皆さん一致していますので検討していただきたいが、

【土木事務所】

A4. 芝生広場のお願い看板は公園愛護会が利用者のマナー向上を図るために設置し、土木事務所が許可したものです。公園利用にあたっては、横浜市公園条例第5条により不衛生な行為をすることは禁止されているものの、芝生広場に犬を入れること自体は禁止行為ではありませんが、犬の糞や尿、抜け毛の問題など衛生面を心配する声が多数寄せられていることから、何らかの対策が必要であると認識しています。

本件は、当公園の利用にあたってのマナー向上の問題であり、地域の皆様で話し合いしたうえで公園利用のルールを定めて、お一人おひとりが順守していくことが重要であると考えますのでよろしくお願いいたします。

Q5. 毎年、公園の落ち葉が風に吹かれて家の前の道路に飛んでくるので対応してほしいが、可能か。【土木事務所】

A5. 風の向きや吹き抜けなどにより特定の場所に落ち葉が相当量堆積したものと見受けられ、泉土木事務所でも清掃できる場合もありますので、泉土木事務所管理係(800-2532)にご相談ください。

Q6. 公園の階段の近くの低木が道路の見通しを悪くしているので改善してほしいが、どうか。【土木事務所】

所】

A6. 現地調査の結果、「あじさい」などにより視認性が阻害され、安全性の確保に問題がありますので移植していきますのでよろしくお願ひします。

Q7. しらゆり公園の再整備に伴い芝生広場の東側の公園沿いに歩道が整備された理由は何か、教えてほしい。【土木事務所】

A7. 歩行者通路として利用していただくために公園園路を市道沿いに設置したものですのでご理解ください。

☆緊急時の行政との連絡について

Q8. 災害時、地域と行政との連絡体制、連絡手段について教えてほしい。

火事が発生した際、以前は消防団や消防の方が「火事の発生個所」についてと知らせてくれたが、最近は見えないが、非常時のとき、対応してくれるのか。

また、災害時、区内の被害状況や注意喚起など、区内放送をすべきである。

そこで、テレビやラジオのニュースで流れる情報は、広範なものであり、身近な地域の情報を必要とするときには不十分と考えるがどうか。

【総務課】

A8. 1 災害時における地域と行政との連絡体制については、

(1) 区本部と地域防災拠点間は、デジタル移動無線や防災行政無線など、

(2) 区本部と連合自治会町内会長や自治会町内会長の間では、電話やFAXで連絡いたします。

2 災害時において、区内の被害状況など地域の情報については、

(1) 泉区ホームページや、(2) エリアメール、(3) ツイッター、

(4) 区の広報車で巡回する、などの方法により区民に周知していきます。

3 消防署、消防団ともに火災出場中における発生場所のアナウンスはしていませんので消防テレホンニュース(334-0119)またはお近くの消防署までお尋ねください。

なお、大規模地震や風水害が発生した場合は、消火活動や救助活動を優先しつつ、地域の皆さんを安全に地域防災拠点へ避難させるため、避難路の確保や誘導を実施します。

☆災害時の情報と対応について

Q9. リアルタイムの災害情報を知る場合は、どうすれば良いのか教えてください。【総務課】

A9. 現在、沿岸6区を中心に無線放送設備を整備しつつありますが、泉区への導入については未定となっていますが、引続き、効果的な広報手段等について検討していきます。

Q10. 災害時等に区役所から発信される無線等は、停電時のバックアップはされているのか。【総務課】

A10. デジタル移動無線は、蓄電池方式のため停電時にも対応可能となっています。【総務課】

Q11. 防災拠点の場所までは距離があるので、最寄りの公共施設であるしらゆり集会所には備蓄庫は設置可能か。【総務課】

A11. しらゆり集会所は、防災拠点ではないので、設置計画はありません。また、災害発生時には、まず最寄りの空地や公園などの「いっとき避難場所」に避難し、その後、防災拠点に避難するようになります。防災拠点に避難者が多数集まり収容できない場合は、最寄りの地区センター、スポーツセンター、公会堂へご案内することになっていますのでよろしくお願いいたします。

Q12. 自治会町内会に未加入者があり、実態の把握ができない状況となっている。救援物資等は公平に配分できるのか、教えてほしい。【総務課】

A12. 災害発生時には、自治会・町内会の加入の有無に係わらず公平に配布すべきであると考えていますので食料等の配布については公平に行っていきます。また、ご家庭では3日分の食料の備蓄をお願いします。このたびの東日本大震災の教訓からも発災後2~3日以内には物資は届くものと考えています。

Q13. 防災計画の見直しには「三浦半島断層」群の地震関連は掲載されるのか、教えてほしい。【総務課】

A13. 現在、防災計画の見直しに着手し、平成25年3月を目途に作業を進めています。被害想定については、全市的に検討すべきであり、三浦半島断層群に関連する地震につきましても、想定の一つに入っているものと考えています。

Q14. 広報手段については、ガソリンが無くても別の手段が考えられるのではないかと、オートバイなどで広報することは可能か。また、3日分の家庭での食料備蓄については、行政から訴えかけるべきではないか。【総務課】

A14. 自転車、電気自動車なども活用しながら、積極的に伝えていきますのでよろしくお願いいたします。

Q15. 地域ケアプラザや公会堂などを一時避難場所に指定したとのことだが、しらゆり公園を一時避難場所として指定できないか。戸塚斎場なども候補の一つにしてはどうか。【総務課】

A15. いっとき避難場所については、区といたしましても積極的にお知らせしていきます。

一時避難場所については、8月に公会堂やスポーツセンターなどを指定しました。これらの施設は、防災拠点では対応できない場合を想定しています。一時的に近くの公共施設などに避難することも可能となっています。